

札幌市資金管理方針

- 14. 2. 1策 定
- 15. 4. 1一部改正
- 15. 8. 12一部改正
- 16. 4. 1一部改正
- 17. 3. 18一部改正
- 18. 3. 15一部改正
- 19. 3. 8一部改正
- 21. 4. 1一部改正
- 5. 4. 1一部改正

1 基本方針

ペイオフ解禁後の資金の管理については、流動性や利回り等に配慮しつつ、金融機関及び金融商品の安全性に一層留意した対応を行う。

具体的には、金融機関への預金残高を必要な額にとどめ、安全性が確保できる内部資金の効率的な活用を目的とした歳計現金等や各会計への繰替運用、国債、政府保証債、地方債その他の公共債等での運用や、相殺等により保全が可能な預金の活用等、資金の性格に応じた方法により保全を行うこととする。

また、金融機関の経営状況については、財務情報等をもとにその把握に努め、必要な対策を講じることとする。

なお、各年度における具体的な保全策については、当該年度の資金の状況及び取りうる対応策等を勘案しながら、「3 資金管理の具体策（資金別）」を踏まえ、前年度末までに定めるものとする。

2 公金保全のための体制整備

(1) 公金保全対策会議の設置

資金管理方針や金融機関の経営状況等に基づく公金預金の適切な保全策について総合的に検討・審議するため、関係局長・部長等による公金保全対策会議（以下「対策会議」という。）を設置するとともに、同会議の下部機関としてワーキング及び資金別の部会を置く（別紙1）。

(2) 金融機関の経営状況の把握及び対策

金融機関の経営状況の把握及び対策については、危機管理フロー（別紙2）及び庁内連絡体制（別紙3）のとおりとする。

(3) 金融知識を有する人材の確保・育成

今後、適切な資金管理を行っていくためには、担当職員の金融知識がますます求められると考えられることから、金融知識を有する人材の確保や職員研修の充実を図る。

3 資金管理の具体策（資金別）

(1) 歳計現金等

① 適正な支払準備金の確保

資金計画の精緻化や出納管理のあり方の見直しを進めるとともに、各会計間の繰替運用、債券運用及び相殺等により保全可能な預金運用等により、適正な支払準備金の確保に努めた上、全額保護される決済用預金を活用する。

② 担保の確保

指定金融機関（各企業会計においては、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関）からの担保については、各金融機関の預金の保全状況に応じて協議する。

③ 相殺のための地方債の借入

支払準備金等相当額については、各金融機関の預金の保全状況に応じて、相殺のための地方債の借入を行う。

(2) 制度融資に係る預託金

① 預託額の調整

融資状況に応じた預託金残高となるよう預託額の調整を行う。

② 決済用預金・譲渡性預金の活用

原則として、全額保護される決済用預金での預託を行なう。ただし、譲渡性預金（NCD）等での預託も可とするが、この場合、本市が金融機関に負っている保証債務の額を勘案し、預託金が全額保全されるまで相殺のための地方債の借入を行う。

(3) 基金

① 繰替運用及び債券運用等の実施

基金の性格に応じ、各会計への繰替運用、債券運用、相殺等により保全可能な預

金及び決済用預金の活用等を行う。

4 資金管理方針の決定及び報告

(1) 資金管理方針の決定

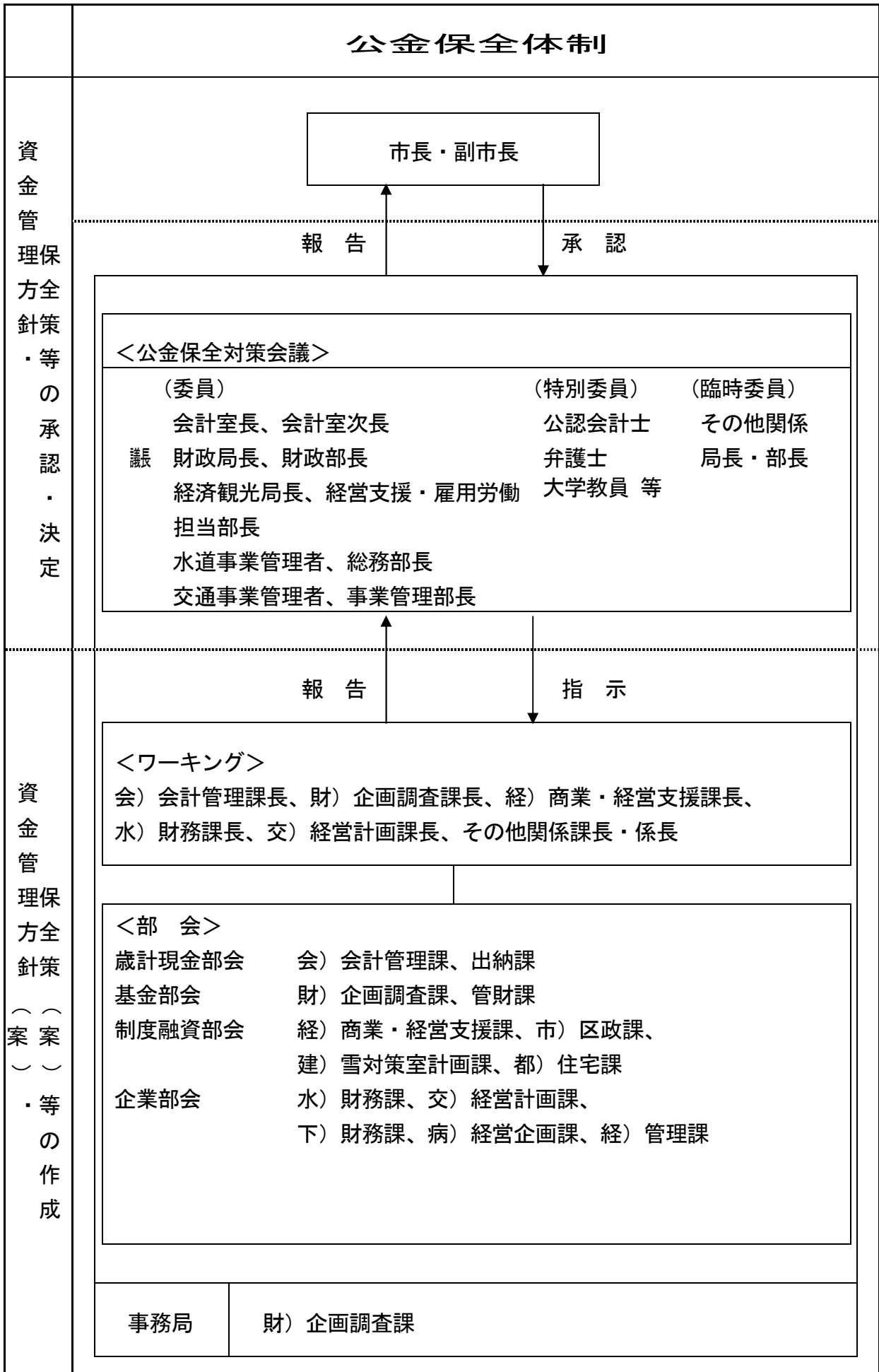
資金管理方針は、対策会議等での審議を経た上、市長の決裁を得て決定する。

(2) 年度ごとの保全策

本方針に基づく年度ごとの保全策については、対策会議等での審議を経た上、市長に報告し、承認を得た後、各所管部局で所定の決裁を得て執行する。

(3) 執行状況の報告

保全策の執行状況については、定期的に対策会議等へ説明し、必要に応じて市長に報告するものとする。



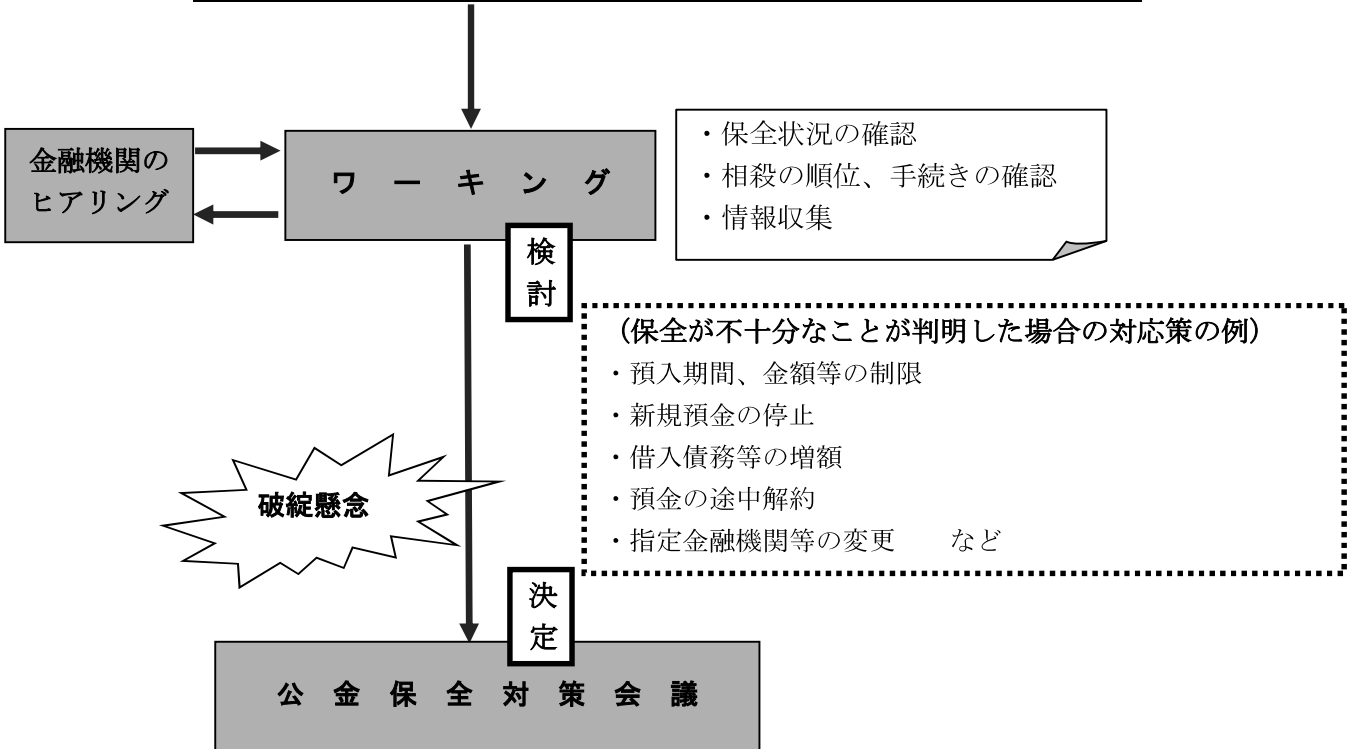
危機管理フロー

経営情報の把握	
日常	中間決算・決算期
<ul style="list-style-type: none"> ・株価、格付け、社債等利回り ・マスコミ等からの情報（政府関係、融資先情報等） ・アナリストや金融機関担当者からの情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務指標（自己資本比率、不良債権比率、預金量、預証率等） ・ディスクロージャー誌 ・決算説明会 ・決算ヒアリング ・四半期開示情報
庁内連絡体制	会計室

緊急会議の開催基準

次の項目に著しい変化が生じた場合または当該金融機関に対して何らかの情報が得られた場合に開催する。（事務局（企画調査課）で招集）

①株価
②格付け
③財務指標 など



別紙 3

庁 内 連 絡 体 制

